

京都市消防局訓令乙第9号

各 部

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局事務分掌規程の全部を次のように改正する。

平成29年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

京都市消防局事務分掌規程

(総務部)

第1条 総務部の分掌する事務は次のとおりとする。

総務課

- (1) 消防局（以下「局」という。）の庶務に関すること。
- (2) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (3) 局の組織に関すること。ただし、警防計画課の所管に属するものを除く。
- (4) 局の基本施策に関すること。
- (5) 儀式に関すること。
- (6) 市会に係る事務の統括に関すること。
- (7) 局事業の連絡及び調整並びに進行管理に関すること。
- (8) 公印に関すること。
- (9) 文書の收受、発送、集配、整理及び保存に関すること。
- (10) 消防関係法令及び制度の調査及び研究に関すること。
- (11) 消防関係条例、規則、規程その他重要又は異例な事項に係る文書の審査に関すること。
- (12) 京都市個人情報保護条例及び京都市情報公開条例に係る事務の統括に関すること。
- (13) 特殊重要事項の調査及び研究に関すること。
- (14) 業務の改善及び事務能率の増進に関すること。
- (15) 消防行政の普及及び宣伝その他消防広報に関すること。
- (16) 年報及び沿革録の作成に関すること。
- (17) 報道機関との連絡に関すること。

- (18) 市民の要望及び相談の処理に係る事務の統括に関する事。
- (19) 消防の国際交流に関する事。
- (20) 広報媒体の作成に係る事務の統括に関する事。
- (21) 他の局及び関係機関との所掌事務についての連絡及び協調に関する事。
- (22) 予算の編成に関する事。
- (23) 予算管理の調査及び研究に関する事。
- (24) 予算執行の調整及び管理に関する事。
- (25) 決算に関する事。
- (26) 収入及び支出命令に関する事。
- (27) 全国消防長会（総務委員会を除く。）に関する事。
- (28) 一般財団法人京都市防災協会に関する事。
- (29) 京都市市民防災センターに関する事。
- (30) 附属機関等に関する事。
- (31) 局内の他の部、学校及び課の主管に属しない事。

消防団課

- (1) 消防団の組織及び制度に関する事。
- (2) 消防団員の定員に関する事。
- (3) 消防団員の服務に関する事。
- (4) 消防団員の服制及び服装に関する事。
- (5) 消防団員の教育に関する事。
- (6) 消防団の施設及び装備に関する事。
- (7) 消防団員の貸与品の購入、検収、支給及び保管に関する事。
- (8) 消防団及び消防団員の表彰に関する事。
- (9) 消防団員の報酬及び手当に関する事。
- (10) 消防団員の退職報償金に関する事。
- (11) 消防団員の公務災害補償及び京都市消防団員等公務災害等補償条例による事務の統括に関する事。
- (12) 消防団の充実強化に関する事。
- (13) 京都学生消防サポーターに関する事。

人事課

- (1) 人事管理の調査及び研究に関すること。
- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 職員の任用，離職その他身分に関すること。
- (4) 職員の服務に関すること。
- (5) 職員の服制及び服装に関すること。
- (6) 職員の人事評価及びその活用に関すること。
- (7) 職員の表彰，懲戒及び分限に関すること。
- (8) 職員の給与その他勤務条件に関すること。
- (9) 退職手当に関すること。
- (10) 消防職員委員会に関すること。
- (11) 職員の労務に関すること。
- (12) 人事委員会との連絡に関すること。
- (13) 人事記録に関すること。
- (14) 職員の派遣教育に関すること。
- (15) 京都市職員の倫理の保持に関する条例による事務に関すること。
- (16) 京都市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例による事務に関すること。
- (17) 公益通報者保護法による事務に関すること。
- (18) 職員の健康管理に関すること。
- (19) 職員の安全管理に係る事務の統括に関すること。
- (20) 職員の公務災害の防止及び公務災害補償に関すること。
- (21) 職員共済組合に関すること。
- (22) 職員厚生会及び職員の福利厚生に関すること。
- (23) 全国消防長会総務委員会に関すること。

施設課

- (1) 局に属する公有財産の管理に関すること。
- (2) 公舎の管理に関すること。
- (3) 庁中取締りに関すること。
- (4) 庁舎の増改築の計画に関すること。
- (5) 建物，設備及び構内地の修繕に関すること。

- (6) 局に属する自家用電気工作物の保全に関する事。
- (7) 防火水槽の工事の設計、施工、監督及び検査に関する事。
- (8) 局に属する物品の購入、修繕及び検収に関する事。
- (9) 職員の貸与品の購入、検収、支給及び保管に関する事。
- (10) 消防装備（消防通信施設を除く。）の企画及び設計に関する事。

（予防部）

第2条 予防部の分掌する事務は次のとおりとする。

予防課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関する事。
- (2) 火災予防に係る調査、研究及び企画に関する事。
- (3) 事業所の防火指導及び自衛消防隊その他の自衛消防組織の指導に関する事。
- (4) 防火の運動その他の火災予防の啓発に関する事。
- (5) 火災その他の災害の原因及び損害の調査に関する事。
- (6) 火災統計に関する事。
- (7) 製品の欠陥による出火の情報収集及び関係機関に対する指導に関する事。
- (8) 火災調査員の技能管理に関する事。
- (9) 消防の鑑識に関する事。
- (10) 危険物等の性状等の試験に関する事。
- (11) 防火管理及び防災管理の制度に関する事。
- (12) 防火管理者、防災管理者その他関係者の指導に関する事。
- (13) 査察及び違反処理に関する事。
- (14) 違反公表に関する事。
- (15) 防火対象物に対する火災予防上の措置に関する事。
- (16) 防火対象物点検及び防災管理点検に関する事。
- (17) 防火基準適合表示制度に関する事。
- (18) 査察員の技能管理に関する事。
- (19) 火気及び電気を使用する設備及び器具の防火に関する事。
- (20) 露店等の火災予防に関する事。

- (21) 文化財の防火対策及び防災対策に関すること。
- (22) 文化財保護に係る関係団体等との連絡に関すること。
- (23) 部内の他の課の主管に属しないこと。

指導課

- (1) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持管理に関すること。
- (2) 消防設備士，消防設備点検資格者等の指導に関すること。
- (3) 建築物の許可及び確認の同意事務に関すること。
- (4) 防災物品の規制に関すること。
- (5) 建築物の防火対策及び防災対策に係る指導並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (6) 危険物及び指定可燃物の規制に関すること。
- (7) 危険物取扱者及び危険物施設の管理者その他の関係者の指導に関すること。
- (8) 危険物の判定に関すること。
- (9) 液化石油ガス，都市ガスその他特殊な物質の防火に関すること。
- (10) 火薬類の規制に関すること。
- (11) 火薬類を取り扱う者並びに火薬庫の所有者及び占有者その他の関係者の指導に関すること。

市民安全課

- (1) 自主防災組織の育成及び指導に関すること。
- (2) 訓練参加者に対する損害補償に関すること。
- (3) 市民に対する防火及び防災に係る安全対策に関すること。
- (4) 在宅避難困難者その他の特に配慮を要する者に対する防火及び防災に係る安全対策に関すること。
- (5) 在宅避難困難者等の通報の支援に係る調整に関すること。
- (6) 地域の団体に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。
- (7) 地域の幼年及び少年に対する防火及び防災に係る安全指導に関すること。
- (8) 住宅防火対策の推進に関すること。
- (9) 住宅用防災機器の設置，維持管理及び普及に関すること。
- (10) 防災製品の普及に関すること。

(11) 文化財市民レスキュー体制に関すること。

(警防部)

第3条 警防部の分掌する事務は次のとおりとする。

警防計画課

- (1) 部の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 警防活動の組織及び制度に関すること。
- (3) 部隊及び部隊が運用する車両(救急隊を除く。)の配置計画に関すること。
- (4) 震災, 水災, 特殊災害及び武力攻撃事態による災害その他これに類する災害の警防対策に関すること。
- (5) 消防水利の整備計画, 警防活動上の障害事案の措置並びに都市計画等に係る関係機関との協調その他総合的な警防施策の調査, 連絡及び調整に関すること。
- (6) 消防局長(以下「局長」という。)が樹立する, 大規模な伝統行事, 祭典, 運動行事その他の集団的行事における消防警備計画及びその運用に関すること。
- (7) 消防署警防課が所管する署外において処理する業務その他の業務の改善及び事務能率の増進に関すること。
- (8) 非常召集計画に関すること。
- (9) 消防相互応援協定に関すること。
- (10) 緊急消防援助隊に係る事務の統括に関すること。
- (11) 名神高速道路消防協議会に関すること。
- (12) 部内の他の課の主管に属しないこと。

情報指令課

- (1) 情報システムの活用計画の調査, 研究及び企画に関すること。
- (2) 情報システムの管理, 運用及びセキュリティ対策に関すること。
- (3) 消防通信施設の企画並びに整備及び保全に関すること。
- (4) 無線従事者その他の通信に係る者の指導に関すること。
- (5) 消防通信に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (6) 指令管制業務に係る企画及び調整に関すること。
- (7) 指令管制業務に係る関係機関との連絡及び調整に関すること。

(8) 消防指令センターに関すること。

消防指令センター

- (1) 災害通報の受付及び出動指令並びに消防通信の運用に関すること。
- (2) 部隊及び指揮者の出動計画及びその運用に関すること。
- (3) 警防態勢の増強及び非常召集の発令に関すること。
- (4) 災害時における情報の収集並びに関係機関との連絡及び調整に関すること。
- (5) 気象情報その他災害に関する情報に関すること。

消防救助課

- (1) 災害現場活動に係る事務の統括に関すること。ただし、救急課の所管に属するものを除く。
- (2) 消防救助活動に係る調査，研究，研修等に関すること。
- (3) 警備計画の統括に関すること。
- (4) 消防水利の開発及び保全に関すること。
- (5) 地域及び防火対象物の警防調査に関すること。
- (6) 消防作業従事者，水防従事者及び応急措置従事者に対する損害補償に関すること。
- (7) 救助隊員の資格管理に関すること。
- (8) 救助統計に関すること。
- (9) 緊急消防援助隊及び国際消防救助隊の派遣に関すること。
- (10) 本部指揮救助隊に関すること。
- (11) 消防航空隊に関すること。

本部指揮救助隊

- (1) 火災その他の災害の警戒及び防御の活動対策及び指揮支援に関すること。
- (2) 特殊災害の活動対策及び指揮に関すること。
- (3) 消防隊，救助隊及び署指揮隊の技能管理及び安全管理に関すること。
- (4) 消防隊，救助隊及び署指揮隊の現場活動の指導及び監察並びに活動評価に関すること。
- (5) 特別警防訓練その他の訓練に関すること。

消防航空隊

- (1) 航空機の運航並びに整備及び保全に関すること。
- (2) 航空機による消防，救助及び救急活動並びに災害情報の収集に関すること。
- (3) 航空機に関する活動の調査及び訓練に関すること。
- (4) 広域航空応援協定等による応援出動に関すること。
- (5) ヘリポート施設の保全に関すること。

救急課

- (1) 救急業務に係る事務の統括に関すること。
- (2) 救急活動に係る調査，研究，研修等に関すること。
- (3) 救急隊の配置計画に関すること。
- (4) 救急器材の管理及び運用に関すること。
- (5) 救急隊の技能管理及び安全管理に関すること。
- (6) 救急活動に係る感染症及び感染防止対策に関すること。
- (7) 大規模又は特異な救急事故の活動対策に関すること。
- (8) 救急隊の現場活動の指導及び監察に関すること。
- (9) 救急訓練に関すること。
- (10) 応急手当に関すること。
- (11) 救急業務協力者に対する損害補償に関すること。
- (12) 救急隊員の資格管理に関すること。
- (13) 救急統計に関すること。
- (14) 高度救急研修センターに関すること。
- (15) メディカルコントロール体制に関すること。
- (16) 医師会その他救急医療機関との連絡及び調整に関すること。
- (17) 救急業務指導医師研修及び病院実習に関すること。
- (18) 患者等搬送事業に関すること。

(消防学校)

第4条 消防学校の分掌する事務は次のとおりとする。

教育管理課

- (1) 学校の所掌事務の連絡及び調整に関すること。
- (2) 学校の運営管理に関すること。

- (3) 職員の教育計画に関すること。
- (4) 職員の学校教育の実施に関すること。
- (5) 職員の体力管理に関すること。
- (6) 職員の職務研究の指導に関すること。
- (7) 教育資料の収集及び情報提供に関すること。
- (8) 職場教育の指導に関すること。
- (9) 行財政局人事部が主管する職員研修に関すること。
- (10) 消防団員の学校における教育の実施に関すること。
- (11) 京都市消防活動総合センターの運用及び庁中取締りの統括に関すること。
- (12) 京都府立消防学校との所掌事務についての連絡及び協調に関すること。
- (13) 校内の他の課の主管に属しないこと。

技術指導課

- (1) 京都市消防活動総合センターを活用した訓練の指導に関すること。
- (2) 京都市消防活動総合センターを活用した災害現場活動に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (4) 応急手当指導員講習，普通救命講習その他の応急手当に係る講習に関すること。
- (5) 応急手当指導員，普通救命講習修了者その他の応急手当に係る講習の修了者の育成及び指導に関すること。
- (6) 安心救急ネット京都に関すること。
- (7) 安心救急ステーションに関すること。
- (8) 救急教育訓練センターの運用に関すること。
- (9) 消防音楽隊の演奏活動による消防行政の普及及び宣伝に関すること。
- (10) 京都市消防カラーガード隊の技術指導に関すること。
- (11) 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの育成及び指導に関すること。

支援課

- (1) 火災その他の災害の警戒及び防御の支援に関すること。
- (2) 大規模な火災及び特殊災害の支援に関すること。
- (3) 消防機械器具の操作及び整備技術の指導に関すること。

- (4) 機械技術者の技能管理に関すること。
- (5) 公務による交通事故の防止対策及び監察に関すること。
- (6) 公務による交通事故の処理及び損害賠償に関すること。
- (7) 消防装備（消防通信施設及び航空機を除く。以下同じ。）の整備及び保全に関すること。
- (8) 消防装備の管理に関すること。ただし、施設課の所管に属するものを除く。
- (9) 消防装備の備蓄に関すること。
- (10) 高圧ガスの製造等に関すること。
- (11) 指定自動車整備事業に関すること。

（報告）

第5条 部長及び校長は、担当部長、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定め、局長に報告しなければならない。

（事務分掌に関する特例）

第6条 局長は、特別又は緊急の必要があるときは、この訓令の規定にかかわらず、事務を処理させることができる。

（補則）

第7条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（消防局総務部総務課）